

区画整理だより

行 橋本市
建設部市街地対策室
発 33 1111

中心市街地第一地区土地区画整理事業の見直し計画(案)について、全体説明会を行いました！



説明会当日の様子

年末も押し迫り、皆様におかれましても何かと忙しい日々をお過ごしのことと思います。
関係者の方々には、平素、土地区画整理事業にご協力いただきありがとうございます。

さて、本市においても、極めて厳しい財政状況のもと、行財政改革に取り組み中で、財政健全化計画に沿った形で、土地区画整理事業の見直しを行う必要性が生じました。

その内容は、限られた財源の中で確実に投資効果が図られるように、全体7.1haの区域を、これまで通り継続して進めていく「先行区域(面積約3.6ha)」と、「先行区域」の完了後に整備方針を出す「休止区域(面積約3.5ha)」に分け、事業を進めていくというもので、先日、関係権利者のみなさんを対象とした全体説明会において、説明を行ったところです。
本号では、全体説明会に至るまでの経緯、及び、その状況、又、今後の取り組み等について、その概要をお知らせします。

全体説明会に至るまでの経緯について

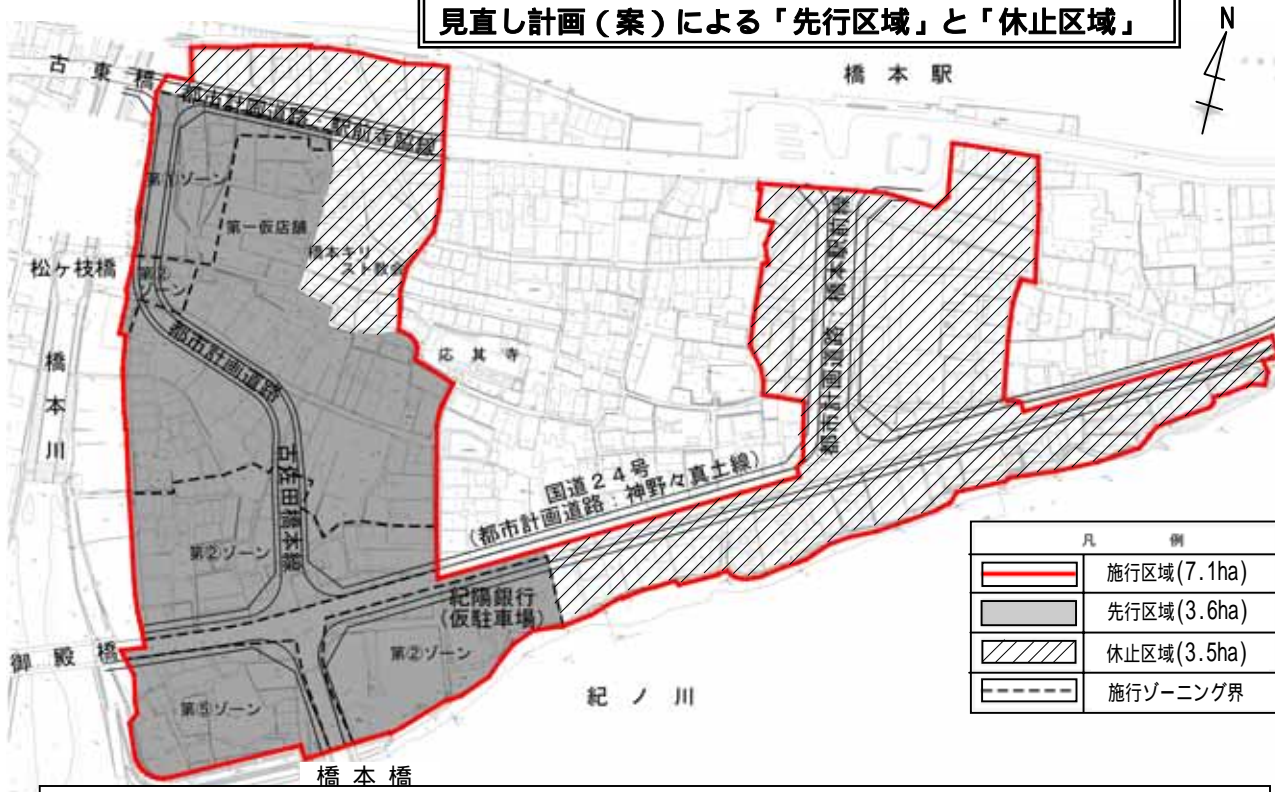
平成16年 9月	<ul style="list-style-type: none"> 事業見直しに関わる部署として市街地対策室が設置される 議会に見直し計画(案)の説明を行う 再開発準備組合、及び、土地区画整理審議会に説明を行う
10月	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり協議会理事会、及び、総会を開催
11月27日	<ul style="list-style-type: none"> 全体説明会(休止区域の関係者対象)を開催
12月4日	<ul style="list-style-type: none"> 全体説明会(先行区域の関係者対象)を開催

全体説明会の状況について

見直し計画(案)の説明会を、「休止区域」の対象者については11月27日(土)に、「先行区域」の対象者については12月4日(土)に行いました。当日の出席状況は、「休止区域」が関係権利者158名に対し出席者数38名、「先行区域」が同110名に対し同33名でした。

当日は、市長挨拶に始まり、市街地対策室より中心市街地第一地区土地区画整理事業の見直しに至る経緯、及び、見直し計画(案)の内容について説明を行いました。

説明後の質疑応答では、「休止区域」の方々からは、建築物の建替え問題や下水道の整備等、生活設計への影響について、また、「先行区域」の方々からは、工期短縮への対応についての意見が多く出されました。



「先行区域」は、引き続き工事等を行っていく区域であり、平成24年度の完了を目指し整備を進めていきます。
「休止区域」は、「先行区域」の完了後の整備を行う区域とし、平成21年度より検討を行い、整備方針を出す予定ですが、検討時の財政状況によっては、中止の判断をせざるを得ない可能性も含まれます。
現在、関係機関と協議・調整中であり、見直し区域の詳細部分については今後変更する可能性があります。

今後の取り組み等について

「休止区域」と「先行区域」における、今後の取り組み等について、先日の説明会で説明した内容をお知らせします。

●「休止区域」に対する今後の取り組みについて

「休止区域」の位置付けがある中での活性化対策等については、まちづくり協議会等、関係権利者よりご意見をいただき、検討を行ってまいります。また、「休止区域」内の建築物建替え等の扱いについては、市に相談していただければ、個別に対応させていただきます。

●「先行区域」に対する今後の取り組みについて

「先行区域」の具体的な見直し計画では、換地計画、建物移転計画、造成計画、及び、関係権利者の賛同状況等を考慮の上、施行順位を決定してまいります。

事業推進にあたっては、関係権利者に十分に説明を行い、賛同が得られるよう、まちづくり協議会等と相互調整を図りながら進めていきます。また、先日の全体説明会において、権利者の方から、推進委員会を組織し事業推進を図っていくべきとの提案が出されましたので、そのような働きかけも行っていくと考えています。

●関係権利者への周知について

今後、まちづくり協議会等との調整を図りながら、見直し計画の状況報告等を含めた説明会の開催や、区画整理だよりの発行により、関係権利者へ状況をお知らせしていきたいと考えています。

今回の見直し計画(案)について、質問や不明な点等があれば、建設部市街地対策室(33-1111 内線728)までご連絡下さい。個別に対応させていただきます。

来年もよろしくおねがいします。

